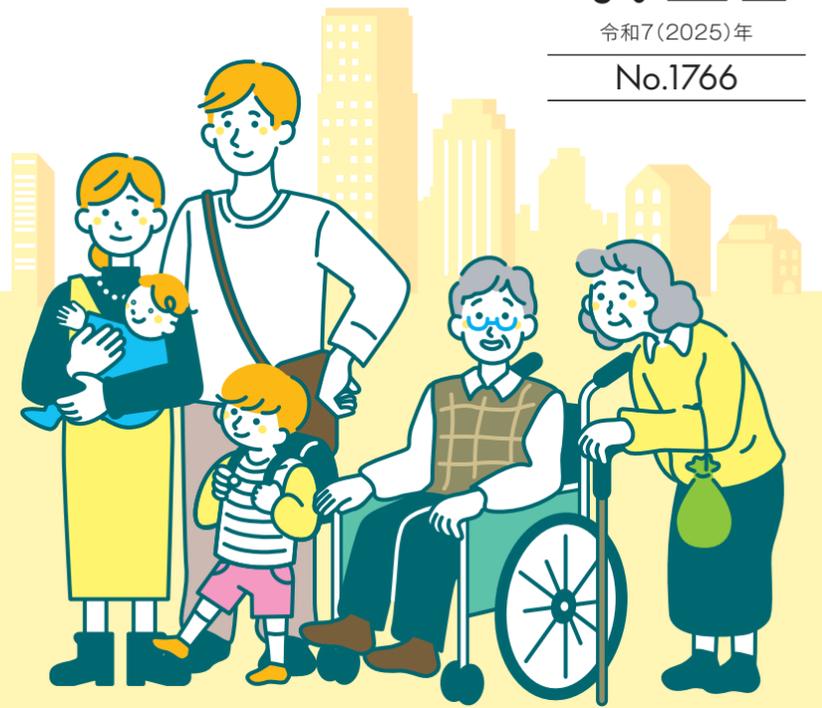


地域での自分らしい暮らしを支える制度

「成年後見制度」を知っていますか？

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方は、自分の財産を管理したり、福祉サービスを受けるための契約を結んだりすることが一人では難しい場合があります。そのような方が自分らしく安心して暮らせるように、代理人が、本人の意思を尊重しながら生活を支えるお手伝いをする制度です。



あなたの困りごと・心配ごとを一緒に考えます



自分で医療や福祉サービスを契約することが難しい



相手に言われるがまま契約してしまい、キャンセルができない



金額の大きな買い物や、生活に必要なお金の管理が自分では難しい



物を失くしてしまったり、今後の生活が不安

判断能力に応じた 2つの制度

自分で決められるうちに、将来に備えたい！

～自分らしい未来を、自分で決める～

- 将来の判断能力の低下に備える
- あらかじめ誰に何を頼みたいか決め、公正証書で契約を結ぶ
- ➡ 判断能力が低下し始めたら、契約で決めた相手が任意後見人として支援してくれる

任意後見制度

自分一人ではよくわからない!?

～誰もが安心して暮らせるために～

- 判断能力が十分でない
- 自分一人では契約などの法律行為や財産の管理が難しい
- ➡ 家庭裁判所が代理人(補助人・保佐人・成年後見人)を選び、支援してくれる

法定後見制度

成年後見制度の詳細はコチラ！



お気軽にご相談ください

問 おおた成年後見センター(西蒲田7-49-2) TEL 3736-2022 FAX 3736-5590

問 福祉管理課調整担当 TEL 5744-1244 FAX 5744-1520

「おおた成年後見センター」ってどんなところ? 詳細は4面へ

毎月1・11・21日発行

発行

大田区 編集:広聴広報課
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

TEL:5744-1111(代)
FAX:5744-1503

HP



LINE



X

